

○内閣府
農林水産省令第 号

農林中央金庫法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第五項、第五十四条第一項第一号及び第三項第二号並びに第七十一条第十七項から第二十項までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

農林水産大臣 鈴木 憲和

農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第一条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(外国における従たる事務所の設置等の認可の申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年・内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツプアー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツプアー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条、第百条の二及び第百条の二の三第一項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツプアー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツプアー非対象区分に該当するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第十三条 法第二十四条第五項（法第七十三条第九項、令第七条第五項並びに第九十五条第十五項、第九十七条第五項、第百条第十一項、第百条の二第五項、第百条の二の三第二項、第百条の二の五第三項、第百四条第三項、第百四条の二第五項及び第百五十条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされ</p>	<p>(外国における従たる事務所の設置等の認可の申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年・内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツプアー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツプアー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条及び第百条の二において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツプアー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツプアー非対象区分に該当するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第十三条 法第二十四条第五項（法第七十三条第九項、令第七条第五項並びに第九十五条第十五項、第九十七条第五項、第百条第十一項、第百条の二第五項、第百四条第三項、第百四条の二第五項及び第百五十条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又</p>

る主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第百十三条を除き、以下同じ。）とする。

一 一六（略）

二 二四（略）

（会員を直接又は間接に構成する者）

第五十五条の二 法第五十四条第一項第一号の会員を直接又は間接に構成する者であつて主務省令で定めるものは、農林水産業、蚕糸業又は塩業を営む者とする。

（農林中央金庫の会員外貸付けの認可の申請等）

第五十六条 農林中央金庫は、法第五十四条第三項の規定による会員及び構成員（同条第一項第一号に規定する構成員をいう。次項第二号において同じ。）以外の者（同条第三項各号に掲げる者を除く。）に対する資金の貸付け又は手形の割引の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 一三（略）

二 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 （略）

二 会員及び構成員との取引を妨げるおそれがないこと。

（会員外貸付けの認可を要しない農林水産業を営む者）

第五十七条 法第五十四条第三項第二号の農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるものは、組合員の事業に必要な資金の貸付けの事業を行う農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合又は森林組合の組合員に準ずる者として農林水産大臣及び金融庁長

官は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第百十三条を除き、以下同じ。）とする。

一 一六（略）

二 二四（略）

（新設）

（農林中央金庫の会員外貸付けの認可の申請等）

第五十六条 農林中央金庫は、法第五十四条第三項の規定による会員以外の者（同項各号に掲げる者を除く。）に対する資金の貸付け又は手形の割引の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 一三（略）

二 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 （略）

二 会員との取引を妨げるおそれがないこと。

（会員外貸付けの認可を要しない農林水産業を営む者）

第五十七条 法第五十四条第三項第二号の農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるものは、組合員の事業に必要な資金の貸付けの事業を行う農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合又は森林組合の組合員及びこれに準ずる者として農林水産大臣及び

官が定める基準に該当するものとする。

(法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第九十八条 (略)

2 (略)

3 法第七十二条第五項及び第十九項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4・5 (略)

(特定会社)

第百条の二の二 法第七十二条第十七項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社とする。

一 農林水産業

二 農林水産物等(農林水産物及びその加工品をいう。)の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれを飲食させる役務の提供

三 農林水産業若しくは食品産業の事業者の事業の拡大、付加価値の向上又はこれらに要する費用の低減、農林水産業又は食品産業に関する国民の理解の増進又は環境への負荷の低減その他の農林水産業又は食品産業の持続的な発展に直接寄与すると認められるもの

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(農林中央金庫及び特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められる基準)

第百条の二の三 法第七十二条第十七項の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 農林中央金庫の単体総自己資本比率(農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する単体総自己資本比率をいう。)並びに農林中央金庫及びその子会社等の連結総自己資本比率(同条第十二項に規定する連結総自己資本比率をいう。)が農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率

金融庁長官が定める基準に該当するものとする。

(法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第九十八条 (略)

2 (略)

3 法第七十二条第五項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4・5 (略)

(新設)

(新設)

以上であること。

二 農林中央金庫及び法第七十二条第十七項の規定により農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するとき（同項に規定する農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときをいう。第五号イ及び第五百五十条第一項第十号において同じ。）における当該特定会社（法第七十二条第十七項に規定する特定会社をいう。以下同じ。）の業務の適正を確保するための体制が適切に整備されていること。

三 農林中央金庫及び前号の特定会社の業務の執行が次に掲げる事項その他法令に適合することを確保するための体制が適切に整備されていること。

イ 農林中央金庫又は当該特定会社の顧客に対し、農林中央金庫としての取引上の優越的地位又は当該特定会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、農林中央金庫の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該特定会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

ロ 農林中央金庫又は当該特定会社が行う取引に伴い、農林中央金庫又は当該特定会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

四 農林中央金庫の理事として、非常勤非業務執行理事（法第二十四條の五第一項ただし書に規定する非常勤非業務執行理事をいう。）が置かれていること。

五 次に掲げる事項について定めた特定会社の議決権の保有に係る方針を作成していること。

イ 農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときにおける当該特定会社の選定の基準に関する事項

ロ イの特定会社に対して農林中央金庫又はその子会社が出資した金額を全て合算した金額の最高限度に関する事項

2 法第二十四條第五項の規定は、前項第二号及び第五号に規定する議決権について準用する。

(農林中央金庫又はその子会社が合算して特定会社の議決権をその基準議決権数を超えて保有する場合の届出)

第百条の二の四 農林中央金庫は、法第七十二条第十八項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該届出に係る特定会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容及び当該業務が地域における農林水産業の持続的な発展に資するものであることを記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ホ その業務を的確かつ公正に遂行する体制を記載した書面

ベ 主要な株主の構成を記載した書面

三 前条第二項第三号に規定する体制の整備の状況を知ることができる書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項の規定は、法第七十二条第十九項ただし書の規定による届出をする場合について準用する。

(法第七十二条第二十項の主務省令で定める事実等)

第百条の二の五 法第七十二条第二十項の主務省令で定める事実は、同条第十八項又は第十九項ただし書の規定による届出をした特定会社が第百条の二の三第二項第三号に掲げる事項のいずれかに該当しなくなったこととする。

2 第百条の二第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第二十項の認可について準用する。

3 法第二十四条第五項の規定は、前項において準用する第百条の二第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号に規定する

(新設)

(新設)

議決権について準用する。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第百一条 法第七十二条第二十二項の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可又は承認を受けて議決権を有している認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一 六 (略)

(従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出)

第百二条 農林中央金庫は、法第七十二条第二十三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(届出事項)

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一 九 (略)

十 第五十九条に規定する者のいずれかに該当する者(子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社(農林中央金庫の子会社であるものに限る。))の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合(新たに有することとなつた特殊関係者が、法第七十二条第四項の認可を受けて農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合及び同条第十七項の規定により農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときにおける当

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第百一条 法第七十二条第十八項の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可又は承認を受けて議決権を有している認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一 六 (略)

(従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出)

第百二条 農林中央金庫は、法第七十二条第十九項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(届出事項)

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一 九 (略)

十 第五十九条に規定する者のいずれかに該当する者(子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社(農林中央金庫の子会社であるものに限る。))の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合(新たに有することとなつた特殊関係者が法第七十二条第四項の認可を受けて農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。)

該特定会社である場合を除く。)

十一～十三 (略)

十四 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社(他業業務高度化等会社にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十八号において同じ。)とした場合(法第七十二条第二十三項第一号の規定又は第十六号の規定により届出をしなければならない場合を除く。)

十五 (略)

十五の二 法第七十二条第十八項又は第十九項ただし書の規定による届出をした特定会社の議決権を保有した場合(農林中央金庫が当該特定会社を子会社とした場合及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社が当該特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有した場合並びに第十号及び第十四号に該当する場合を除く。)

十六 子会社対象会社以外の外国の会社(法第七十二条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。)を子会社としようとする場合(同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び同条第二十三項第二号に該当する場合を除く。)

十七 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合(法第七十二条第二十三項第二号に該当する場合及び第十四号に該当する場合を除く。)

十八 その子会社(新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。)が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更(変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。)、合併又は業務の全部の廃止を行った場合(法第七十二条第二十三項第二号に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。)

十九 (略)

二十 法第七十二条第十四項の承認を受けた事項を実行した場合(

十一～十三 (略)

十四 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社(他業業務高度化等会社にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十八号において同じ。)とした場合(法第七十二条第十九項第一号の規定又は第十六号の規定により届出をしなければならない場合を除く。)

十五 (略)

(新設)

十六 子会社対象会社以外の外国の会社(法第七十二条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。)を子会社としようとする場合(同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び同条第十九項第二号に該当する場合を除く。)

十七 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合(法第七十二条第十九項第二号に該当する場合及び第十四号に該当する場合を除く。)

十八 その子会社(新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。)が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更(変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。)、合併又は業務の全部の廃止を行った場合(法第七十二条第十九項第二号に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。)

十九 (略)

二十 法第七十二条第十四項の承認を受けた事項を実行した場合(

同条第二十三項第二号に該当する場合を除く。）

二十一～二十五（略）

二十五の二 第百条の二の三第二項第五号の方針を作成し、変更し

又は廃止した場合

二十六～三十七（略）

2～8（略）

同条第十九項第二号に該当する場合を除く。）

二十一～二十五（略）

（新設）

二十六～三十七（略）

2～8（略）

(内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づき特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部改正)

第二条 内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づき特定社会基盤事業者の指定等に関する命令(令和五年内閣府農林水産省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特定重要設備)</p> <p>第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、次に掲げる業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。</p> <p>一 会員及び構成員（農林中央金庫法第五十四条第一項第一号に規定する構成員をいう。次号において同じ。）の預金又は定期積金の受入れ</p> <p>二 会員及び構成員に対する資金の貸付け又は手形の割引</p> <p>三 (略)</p>	<p>(特定重要設備)</p> <p>第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、次に掲げる業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。</p> <p>一 会員の預金の受入れ</p> <p>二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引</p> <p>三 (略)</p>

附 則

この命令は、農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年 月 日）から施行する。